

道路占用許可申請の手引き

平成28年11月

鏡石町都市建設課事業グループ

申請書類案内（道路法第32条）

1 道路占用とは？

道路敷内に道路附属物（縁石、標識、ガードレールなど）以外のもの、電気や電話線の電柱や上下水道管などを設置するためには、道路管理者に申請し許可を受けなければなりません。（道路法第32条）このことを「道路占用」といいます。

道路占用には、道路の路面上や路面下に電柱や電線、水道管やガス管を設置するほか、上空に張り出している看板、日除け、家屋の軒先なども含まれます。

許可を受けないと処罰の対象となりますので、正しく占用申請を行い、許可を受けて下さい。

2 許可申請提出書類

①申請書 1部

様式第1号

申請から許可までの期間は2週間を予定しています。

*早めに申請して下さい。

申請書備考欄に断水の有無、作業時間帯（例：昼間午前9時～午後4時）を記載して下さい。

②添付図書 申請書添付用1部、交通規制（警察署）協議用2部

*消防署届出用1部（消防署は通行止及び車両通行止のとき）

内容は以下のとおり。

・位置図

2万5千万分の1程度の縮尺で、申請位置がわかるよう朱書表示し、「占用申請箇所」と明記して下さい。

・平面図

500分の1以上の縮尺で、縮尺、方位、用地境界杭と境界線（朱書き）、工作物、町道中心線、実測寸法、占用物件等の必要なものを記入して下さい。

占用物件は、境界線と重ならないよう赤以外で着色して下さい。

・断面図

100分の1以上の縮尺で、占用物件の路面高、土被り等を記入し、表示の範囲は、起点～終点まで各測点ごとに民地側も記入して下さい。

看板等1個の占用物件は、1断面道路の中心線（センター）からの幅員構成、他占用物件の位置、種類も記入して下さい。

・構造図

50分の1以上の縮尺で、占用物件の構造物（平面、断面、側面等の詳細）を記載して下さい。

・占用面積算定図（占用物件により必要なとき）

面積によって占用する物件については、占用面積を算定した図面を添付して下さい。算定にあたっては、小数点以下を切り上げ整数処理をし、単位は平方メートルで記

載して下さい。

複数の物件を一括して占用申請する場合は、各物件ごとに整数処理をした面積で算出して下さい。

また、図面の作成にあたっては、構造図等に記入するなどして、簡略化して下さい。

- その他の図面

工事の規模、内容により、縦断図、開削復旧図、仮設図（土留工法）、土質柱状図、その他必要とする図面、資料の提出を求める場合もあります。

- 工程表（必要なとき）

開削から復旧までの一日工程表を提出して下さい。

また、占用工事全体の工程表も提出して下さい。

- 安全対策図（保安図）

工事を伴う占用申請には、道路利用者の安全を講じた交通安全対策図を添付して下さい。

図面には、交通誘導員、バリケード、仮設歩道、工事用看板等の位置を明記して下さい。

- 写真

工事を伴う占用申請には、占用申請箇所の現況を確実に把握するために、写真を添付して下さい。

ポラロイドは不可。

3 提出図面の綴じ方

図面は出来るだけA3もしくはA4サイズとしこれにより難しい場合は、別に作成し添付する。

この場合は、図面の見出し部分の大きさを、約14cm×21cm程度に折り、図面袋（約縦27cm×横20cm）に封入する。

また、図面をA3サイズで作成したときは、A4に折り、左端綴りとする。

4 占用の変更

① 占用物件の変更

占用物件を変更する場合は、基本的に新規申請と同様の申請方法となります。

② 占用工事の期間の変更

占用工事が期間内に満了できない場合は、占用工事の工期延期申請をして下さい。

申請は、当初の工期内に変更許可が出来るよう、余裕をもって提出して下さい。

また、当初の工期内で完了するような工期を設定するようにし、極力工期の延期はないようにして下さい。

5 占用の更新

占用期間が満了した後も、引き続き道路占用を行う場合は、占用更新の申請を行います。ただし、占用の内容が変更される場合は、新規の申請方法に準じます。

6 占用の廃止

占有物件を廃止する場合は、道路占有廃止届を提出して下さい。

その際、事前に占有物件の撤去が発生するときは、道路掘削届出などの手続きがありますので電話などでご連絡下さい。

7 その他

①申請書の記載内容を訂正する際は、二重線で消して申請者の訂正印を押印して下さい。

(修正液等は使用しないで下さい。)

②占有許可書は、紛失、破損、汚損等のないよう保管して下さい。

③その他、申請について不明な点は、都市建設課へお尋ね下さい。

④上水道引込管と下水道取付管及び公共柵の施工を同時期に施工するときは、お互いに施工の時期や本復旧の費用負担などの協議を行い、図面に水道引込管と公共下水道取付管及び公共柵の占有物件を記載して下さい。

*舗装の本復旧を下水道で実施するときは、申請書備考欄にその内容を記入して下さい。

問い合わせ先

鏡石町都市建設課事業グループ

鏡石町不時沼345番地

TEL 0248-62-2116 FAX 0248-62-2144

e-mail toshikensetsu@town.kagamiishi.lg.jp

道路占用

許可申請
協議

書

新	更	変	第	号
規	新	更	年	月
			日	

〇〇年〇〇月〇〇日

道路管理者
鏡石町長

〒 969-0492

住所 鏡石町不時沼345番地

氏名 鏡石太郎

担当者 株式会社□□□□設備 工事部

牧場 あやめ

TEL 0248-62-2116

FAX 0248-62-2144

道路法 **第32条** の規定により **許可を申請** します。
第35条 協 議

占用の目的	住宅建設に伴う水道給水管引き込みのため		
占用の場所	路線名	町道 鏡田 △△ 号線	車道 ・歩道・その他
	場所	鏡石町 不時沼 ○○ 番地 地先	
占用物件	名称	規 模	数 量
	給水管引込管 防護管	PPφ20mm VPφ50mm	L=2.0m L=0.6m
占用の期間	許可の日から 年 月 日まで	占用物件の構造	水道用ポリエチレン管及び塩化ビニル管
工事の期間	許可の日から 〇〇年〇〇月〇〇日まで	空欄でも可 工事実施の方法	請負工事 開削工法
道路の復旧方法	原形復旧	添付書類	1. 位置図 2. 付近見取図 3. 平面図(占用部分を朱書) 4. 断面図又は構造図 5. 保安図 6. 現況写真
備考	分水に伴う断水はない 昼間作業		

記載要領

- 「許可申請」、「第32条」及び「許可を申請」については、該当するものを○で囲むこと。
「協議」、「第35条」及び「協議」
- 新規**については、該当するものを○で囲み、更新、変更の場合には、従前の許可書または回答書の番号及び年月日を記載すること。
- 申請者が法人である場合には、「住所」の欄には主たる事務所の所在地、「氏名」の欄には名称及び代表者の氏名を記載するとともに、「担当者」の欄に所属・氏名を記載すること。
- 「場所」の欄には、地番まで記載すること。占用が2以上の地番にわたる場合には、起点と終点を記載すること。
「車道・歩道・その他」については、該当するものを○で囲むこと。
- 変更の許可申請にあっては、関係する欄の下部に変更後のものを記載し、上部に変更前のものを()書きすること。
- 「添付書類」の欄には、道路占用の場所、物件の構造等を明らかにした図面その他必要な必要な書類を添付した場合に、その書類名を記載すること。

緊急車両の通行確保のお願い

道路占用工事で交通規制を「通行止または車両通行止」とするときは、緊急車両（救急車、消防車）の通行に支障になります。

町では、道路占用申請のときに須賀川消防署鏡石分署長へ道路工事届出書を届出します。

つきましては、工事施工者は、実工事日程を須賀川消防署鏡石分署と協議し連絡を密に取り緊急車両の適正な通行（う回路）を確保してください。

なお、断水を伴う工事は、使用できる消火栓の位置を併せて協議してください。

*消防へ提出する書類は、道路占用許可申請書に添付する位置図、平面図、断面図、構造図、占用面積算定図、工程表、交通対策図（保安図）、写真です。

*須賀川消防署鏡石分署の連絡先は次のとおりです（消防署のHPより掲載）



連絡先情報

所在地	〒969-0404 鏡石町旭町160
TEL	0248-62-4511
FAX	0248-94-2094
E-mail	kagamiishi@sukagawa119.jp



規模

人員	13名勤務（常時4名勤務）
時間	8時30分～翌8時30分（二交代制）
車両	ポンプ車1台 救急車1台 広報車1台

〔参考〕

○須賀川地方広域消防組合火災予防条例（抜粋）

（火災とまぎらわしい煙等を発するおそれのある行為等の届出）

第50条 次の各号に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ、その旨を消防長に届け出なければならない。

（5）消防隊の通行その他消火活動に支障を及ぼすおそれのある道路工事又は露店開設

○須賀川地方広域消防組合火災予防条例施行規則（抜粋）

（火災とまぎらわしい煙等を発するおそれのある行為等の届出）

第7条 条例第50条各号に掲げる行為の届出は、次の各号に掲げる様式の届出書によりしなければならない。

（5）第5号の道路工事については、第11号様式、露店開設については、第12号様式

道路占用申請にあたっての基本的な考え方

1 横断占用について

道路を横断して埋設する場合は、直角方向とし、原則として推進工法とすること。

2 開削工法の場合掘削勾配について

開削の掘削勾配は、1 m未満は垂直、1 m以上1.5 m未満は1 : 0.5以上とし、土質等により別途協議のこと。

なお、1.5 m以上またはこれ以下でも土圧や水圧によりその周辺の地盤が崩壊するおそれのある場合及び法面部を占用する場合には、土留工を設けるものとする。

3 舗装の復旧構造について

開削工法の場合の舗装復旧構造は、以下のとおりとすること。

(1) 舗装復旧の標準断面

- ・道路縦断方向の起・終点部分の復旧は、既設舗装のそれぞれの厚さと同じ幅で階段状に施工すること。掘削影響幅は、掘削底面の掘削端より45度の角度で路面まで結んだ線までを原則とするが、前後左右の路面状況により、車輛や歩行の安全な通行に支障のない位置まで復旧すること。

なお、1・2級町道、主要町道、2車線町道の掘削影響幅は、5 mに満たない場合は5 mとすること。

- ・道路横断方向は、車道2車線及び幅員5 m以上の場合は片側を復旧し、1車線の場合は全幅員を復旧し、当該道路の機能を掘削前の道路の機能と同等とするよう施工のこと。

また、本復旧時の舗装合材新旧施工目地は、階段状で施工すること。

注1) 各事業毎に指定された管種は、舗装の厚さ（路面から下層路盤の最下面までの距離をいう）に0.3 mを加えた値（当該値が0.6 mに満たない場合には0.6 m（下水道本管は1.0 m））以上とする。

なお、下水道管、水道管またはガス管の本線以外の管を歩道の地下に設ける場合には、その頂部と路面との距離は0.5 m以下としないこと。ただし、切り下げ部がある場合で、路面と当該管の頂部との距離が0.5 m以下となるときは、当該管を設ける者に切り下げ部の地下に設ける管につき、所要の防護措置を講じるとする。

・保護砂部分を除く舗装面下1.0 mは、上層・下層路盤を除く部分の埋戻し部において切込碎石か再生骨材0～40 mmを使用することとし、埋設管と保護材料との間は路床土として必要な支持力（CBR20%以上）を有する良質土を使用すること。

- ・他の埋設管との隔離距離は、0.3 m以上確保するものとする。なお、道路側溝等の下部を占用する場合は、サヤ管を使用し0.3 m以上隔離すること。

(2) 舗装復旧の構成 (アスファルト合材及び切込砕石は再生材の使用も可能)

・舗装復旧は原形復旧を原則とするが、下記を標準とする。

<車道部の場合>

- ①笠石・鏡田線、牧場線、北町・堀米線、大山・南町線、高久田・一貫線、中外線、鏡沼・深内線、仁井田・笠石線、鏡田509号線等 (※協議により指定)

[計画交通量]	5 c m 表 層 工 (密粒度As 2 0 F)
250以上 ≤ 1,000台未満/日・方向	5 c m 基 層 工 (粗粒度As 2 0)
	2 5 c m 上層路盤工 (粒調砕石M-40mm)
	3 0 c m 下層路盤工 (切込砕石0~40mm)

② 1・2級町道

[計画交通量]	5 c m 表 層 工 (密粒度As 2 0 F)
100以上 ≤ 250台未満/日・方向	1 5 c m 上層路盤工 (粒調砕石M-40mm)
	3 5 c m 下層路盤工 (切込砕石0~40mm)

③ 1・2級町道・笠石482号線

[計画交通量]	5 c m 表 層 工 (密粒度As 2 0 F)
40以上 ≤ 100台未満/日・方向	1 5 c m 上層路盤工 (粒調砕石M-40mm)
	2 0 c m 下層路盤工 (切込砕石0~40mm)

④ 3級町道、その他道路 (公道等)

[計画交通量]	4 c m 表 層 工 (密粒度As 1 3 F)
15以上 ≤ 40台未満/日・方向	1 5 c m 上層路盤工 (粒調砕石M-40mm)
	1 5 c m 下層路盤工 (切込砕石0~40mm)

<歩道部の場合>

①歩道一般乗入部 (一般住宅)

	4 c m 表 層 工 (密粒度As 1 3 F)
	1 5 c m 上層路盤工 (粒調砕石M-40mm)
	1 5 c m 下層路盤工 (切込砕石0~40mm)

②歩道中型乗入部 (小売り店舗等)

	5 c m 表 層 工 (密粒度As 2 0 F)
	1 5 c m 上層路盤工 (粒調砕石M-40mm)
	2 0 c m 下層路盤工 (切込砕石0~40mm)

③歩道大型乗入部 (大型店舗、ガソリンスタンド、工場等)

	5 c m 表 層 工 (密粒度As 2 0 F)
	1 5 c m 上層路盤工 (粒調砕石M-40mm)
	3 5 c m 下層路盤工 (切込砕石0~40mm)

④歩道乗入部以外

3 c m	表	層（細粒度As 1 3 ）
1 0 c m	歩道路盤工	（切込碎石0～40mm）

- ・現状がコンクリート版で、コンクリートで復旧すると、長期にわたり通行止めを必要とする等、社会的に影響が大きいと判断される場合は、コンクリート舗装と同等以上のアスファルト舗装とすることができる。この場合、その必要理由とT A計算等の資料を添えて協議すること。

4 埋設シートについて

水管等の明示方法は、次に掲げるものとする。

- ・占用物を明示する埋設シートの埋設位置については、管上に対して平行方向に、管上から5 0 c m上部に敷設すること。ただし、シートが下層路盤より上部になる場合は下層路盤下部とする。

5 マンホールの設置位置について

- ・マンホール等の設置位置は、車道外とすること。やむを得ず車道内に設ける場合は、直接輪荷重のかからない位置（恒常的にタイヤが乗らない位置）とすること。

6 電柱・電話柱の設置位置について

- ・道路の有効幅員内は、原則として電柱・電話柱による占用を許可しないスペースです。やむを得ず有効幅員内に申請する場合は、明確な理由及び交通障害を最小限にする工夫をすること。

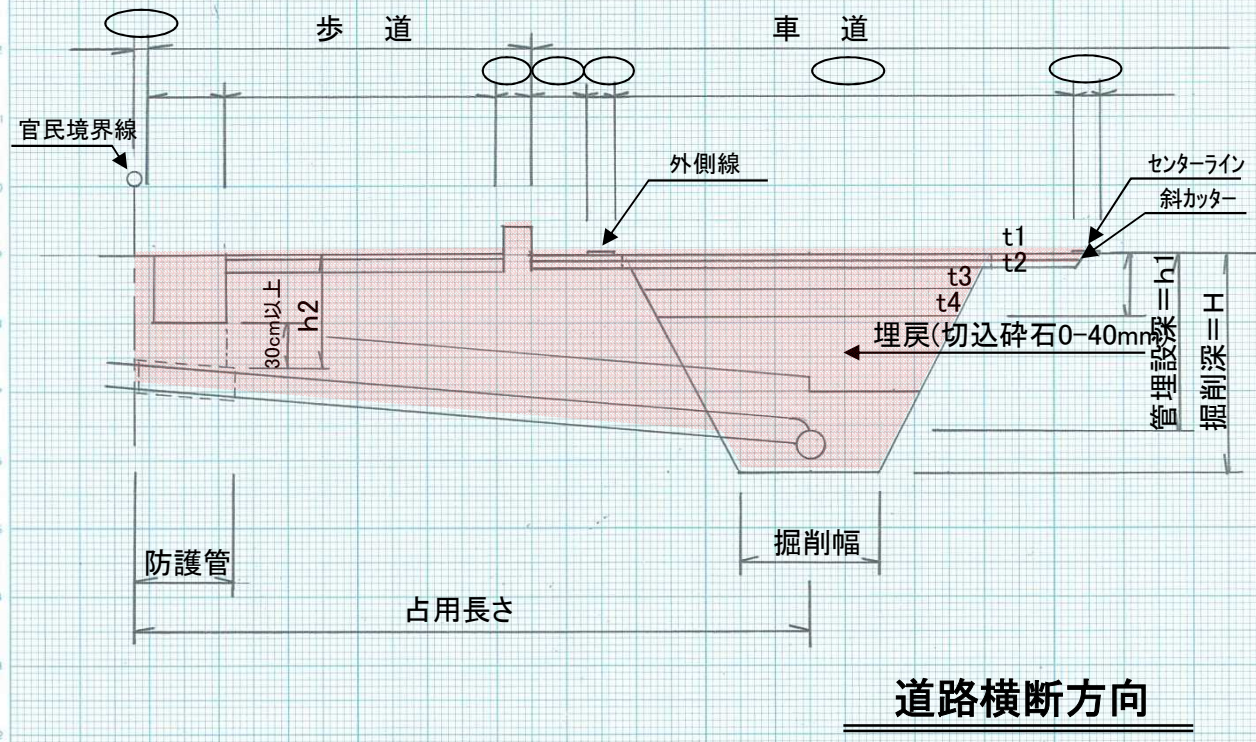
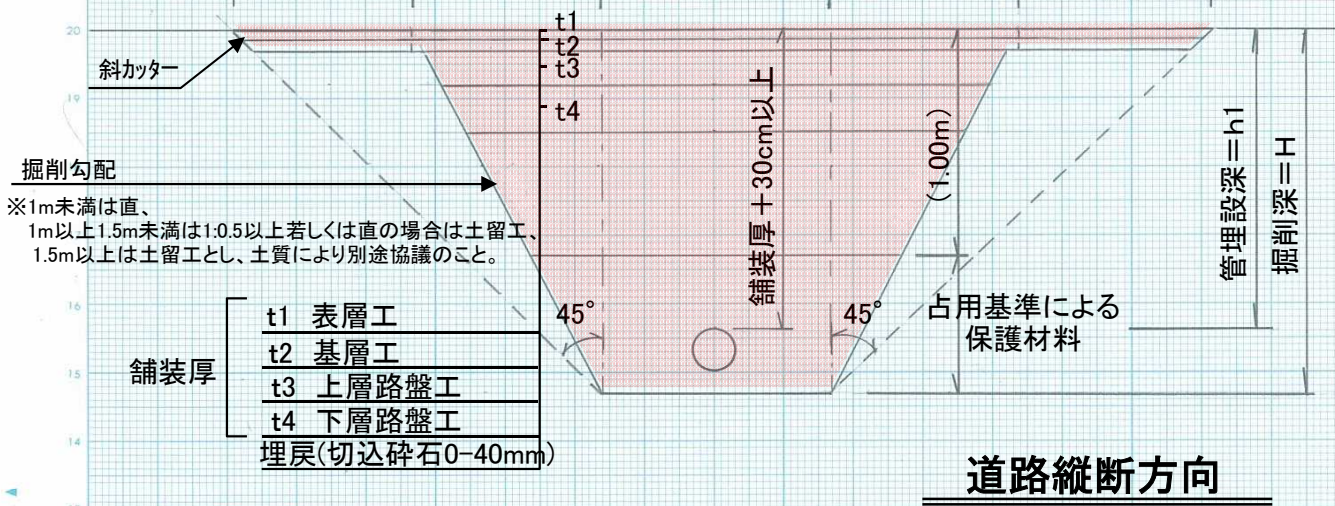
7 その他について

- ・その他の留意事項については、福島県土木部監修「道路管理事務の手引（第5編道路占用）」による。

道路本復旧の考え方

本復旧舗装長さ $L \geq W1 + 2W2 + 2H$ (※但し、主要町道等で5mに満たない場合は5m)

掘削影響幅 H 掘削勾配幅 W2 掘削幅 W1 掘削勾配幅 W2 掘削影響幅 H



道路の占用の許可基準

○一般基準

- 1 道路の敷地外に余地がなく、真にやむを得ない場合に限り、道路の占用を認めるものとする。
- 2 占用物件は、倒壊、破損、落下等により、道路の構造又は交通に支障を及ぼさない堅固な構造とすること。
- 3 赤、青及び黄の濃色で交通信号機又は消防施設の色彩とまぎらわしいものは使用しないこと。
- 4 交通及び地先居住者の支障とならない場所に設置すること。
- 5 街路樹又は他の占用物件等に影響を及ぼさない場所に設置すること。
- 6 道路の交差点及び消火栓から10m以上、横断歩道及び火災報知機から5m以上離して設置すること。
- 7 道路標識、消防施設等の効用を妨げない場所に設置すること。
- 8 道路を横断して埋設する場合は、斜横断としないこと。

○特定基準

【法第32条第1項第1号該当】

1 電 柱

道路敷外に余地がある場合には、民地建柱を原則とすること。やむを得ず道路敷に設置するときは、次に掲げるところによること。

(1) 歩車道の区分のある道路では、原則として車道寄りの歩道上に設置すること。

(2) 歩車道の区別のない道路では、下記によること。

イ 法敷のある場合は、できるだけ法尻に設置すること。

ロ 側溝のある場合は、側溝民地側に設置すること。

ハ 路面占用はできる限り避けること。ただし、真にやむを得ず路面に設置する場合は、側溝のあるときは、側溝の内側側壁に建込みとし、側溝のないときは、路端寄りに設置すること。

ニ 路面を占用している既設柱の建替えに当たっても上記イロハに準ずること。

2 電 線

地上電線の高さは、路面から最低5mとすること。ただし、既設電線に共架する場合、その他技術上やむを得ず、かつ、道路の構造又は交通に支障を及ぼすおそれの少ない場合においては、4.5m以上、歩車道の区別のある道路の歩道上においては、2.5m以上とすることができる。

3 街 灯

イ 柱の位置は、電柱の占用に準ずること。

ロ 街灯の高さは、路面から5m以上とすること。ただし、歩車道の区別のある道路の歩道上においては、2.5m以上とすることができる。

ハ 街灯間の配線は、原則として地下に埋設すること。

ニ 形状、色彩等は、原則として同一にすること。

4 地下電線

イ 地下電線の頂部と路面との距離は、車道の地下にあつては道路の舗装の厚さ(路面から路盤の最下位面までの距離をいう。)に0.3mを加えた値(0.6メートルに満たない場合は、0.6m)以下、歩道(歩道と車道の区別のない道路にあつては、路面幅員の3分の2に相当する路面の中央部以外の部分。以下同じ。)の地下にあつては0.6m以下としないこと。

ロ マンホール等の蓋の高さは、路面と同一面かつ同一勾配とすること。

5 郵便差出箱

イ 歩車道の区別のある道路では、歩道上の路端寄りに設置すること。ただし、歩道幅員を1.5m以上確保しなければならない。

ロ 歩車道の区別のない道路においては、路端寄りに設置すること。ただし、ポール式のものについ

ては、電柱の場合に準じて設置すること。

6 公衆電話所

イ 歩車道の区別のある道路の歩道上に設ける場合は、ポール式以外のものは認めないものとし、設置の方法は、郵便差出箱の場合に準ずること。

ロ 歩車道の区別のない道路においては、郵便差出箱の場合に準ずること。

【法第32条第1項第2号該当】

1 水管、下水道管、ガス管

イ 水管、ガス管等の本線を埋設する場合は、歩道又は路端寄りとすること。ただし、やむを得ない場合はこの限りでない。

ロ 下水道管の本線を埋設する場合は、原則として車道とする。

ハ 水管又はガス管を埋設する場合は、その頂部と路面との距離は、道路の舗装の厚さに0.3mを加えた値(0.6mに満たない場合は、0.6m)以下としないこと。

ニ 下水道管の本線を埋設する場合は、その頂点と路面との距離は、道路の舗装の厚さに0.3mを加えた値(1mに満たない場合は、1m)以下としないこと。なお、下水道管の本線以外の線を車道の地下に設ける場合には、その頂点と路面との距離は、舗装の厚さに0.3mを加えた値(0.6mに満たない場合は、0.6m)以下としないこと。

ホ マンホール等の蓋の高さ等は、地下電線の場合に準ずること。

【政令第7条第2号該当】

1 工事用板囲い、足場等

(1) 工事用板囲い及び足場のための占有は、原則として歩車道の区別のある道路の歩道上において、幅員2m以上確保できる場合に限り認めるものとする。

(2) 道路上空に設ける工事用詰所については、歩車道の区別のある道路の歩道上に限り認めるものとする。

(3) 歩道上に柱を設ける場合は、歩車道境界線から0.25mとすること。

(4) 路面から詰所及び足場の下端までの高さは3m以上とし、歩行者の通行を安全にするため照明設備等を設けること。

(5) 塗色を行う場合は、周囲との調和を考慮すること。

(6) 広告物の添加及び塗装による広告は、認めないものとする。

【政令第7条第3号該当】

1 工事用材料置場等

(1) 原則として法面に置くこと。

(2) 長期にわたる占有は認めない。

(3) 材料が散乱して交通に支障を及ぼさないようバリケード等で囲い、夜間の照明設備等を施すこと。

【その他】

1 電線、水道管、ガス管等の橋梁添架

(1) 木橋には、新たな添架は認めない。

(2) 新設橋梁に添架する場合は、原則として橋梁工事と同時に施行すること。

(3) 既設橋梁に添架する場合は、けたの両側又は床板の下に設置し、橋の強度に影響を与えないようにすること。

道路占用許可条件

(工事前の打合せ)

1 占有者は、工事着手前に実施工程、工事の実施方法、緊急連絡体制及び交通安全対策等を記載した施工計画書を福島県岩瀬郡鏡石町長（以下「町長」という。）に提出し、細部打合せを行うこと。

2 占有者は、占用工事に使用する材料については、町長の承認を得ること。

(安全管理)

3 占有者は、工事着手前に道路交通法第77条第1項の規定による須賀川警察署長の道路使用許可を受け、その写しを工事着手届に添付のうえ町長に提出すること。

4 占有者は、工事上やむを得ず通行止めや片側交互通行等の交通規制を必要とする場合には、期日の14日前までに町長に依頼すること。

5 占有者は、工事の実施に当たって、できるだけ一般交通に支障がならないよう配慮し、工事は極力交通量が少ない時期や時間（午前9時から午後4時までとするのが望ましい。）を選んで施行することとし、特に行楽シーズンや朝夕のラッシュ時は避けること。

6 占有者は、「福島県土木部保安施設設置基準（道路）」に基づき、標識、標示板、保安灯、バリケード、セイフティーコーン等を設置するとともに、交通誘導員を配置し円滑な道路交通と現場作業員の安全を確保すること。

7 工事は、現道の中心から片側ずつ分けて施工するものとし、片側通行を確保すること。また、道路を横断する場合には、必ず片側ずつ施工すること。

8 占有者は、工事实施中においては、工事現場に保安及び工事責任者を常駐させること。

9 占有者は、工事期間中において道路交通の安全を確保するため、適切なパトロールを実施するとともに、町長の指示に従うこと。

10 占有者は、車道歩道を問わず、いずれも当日中に掘削、埋設、埋戻し及び路面の復旧を施工すること。掘削や埋戻し途中のまま放置しないこと。ただし、町長の承認を得た場合にはこの限りではない。

(占用工事の第三者への周知)

11 占有者は、占用箇所に自己の費用で「道路占用工事許可標示板」（別紙1）を設置すること。また、工事を着手する前には近隣住民へ、工事内容、交通規制等の場所や時間、又は期間等をよく周知し、住民との相談の後に工事に着手すること。

(道路の掘削、埋戻し、舗装復旧の実施方法)

12 道路の掘削、埋戻し、舗装復旧工事の実施方法については、別紙2のとおりとすること。

(他の占有者との協議調整)

13 占有者は、他の占有物件が付近にある場合には、当該占有者と事前に協議を行い、工事の実施にあたっては必要な措置を講ずるとともに、特にガス管の安全については万全を期すること。

14 地下に埋設する電線管、水道管、下水道及びガス管については、その名称、管理者、

埋設の年、その他の保安上必要な事項を表示したビニールテープ等を貼付すること。
(道路管理者の求めによる占用物撤去等の費用負担)

15 道路管理者が、道路若しくは道路管理の必要から占用許可を取り消し、又は占用物件の移転、撤去を求めたときは、これに従うとともに、その費用は占用者において負担すること。

(第三者へ及ぼした損傷等の責務)

16 占用工事及び占用物件に起因して、道路構造物又は第三者に損傷や損害を与えた場合、若しくは第三者と紛争を生じた場合には、占用者の責任において解決するものとする。
(完了検査)

17 占用者は、工事完了後直ちに工事完了届に次の書類を添付して町長に提出し、検査を受けること。

(1) 品質及び施工管理に関するもの

工事に使用した良質土、切込砕石、粒調砕石、As合材等の材料についての、修正CBR、塑性指数(P・I)、粒度分布、現場密度等や、出来型についての延長、幅員、面積、基準高、平坦性等の「福島県共通仕様書(土木工事編)」に規定した品質及び施工管理に関する書類

(2) 出来型図面

(3) 写真(カラー)・・・工事前、工事中、品質、施工管理、竣工の写真

(工事後の維持管理)

18 占用工事の責任期間は、完了検査終了の日から2年間とし、責任期間中に復旧箇所が破損した場合又は復旧工事に起因する影響が周囲の路面や道路構造物等に発生した場合には、占用者の責任において復旧を行うこと。

19 占用者は、占用期間中、占用工事箇所を安全な道路交通に支障がないよう、適時パトロールを行うとともに、日常の維持管理を実施すること。

20 占用者は、占用物件に起因して道路が破損した場合は、前記の責任期間以降であっても、占用者の責任において道路を補修すること。

21 占用者は、占用期間が満了したとき又は占用を廃止したときは、町長の指示に従い、占用者の負担において道路を現状に回復すること。ただし、町長が現状に回復することが不相当と認めた場合は、この限りでない。

(占用料の改定)

22 占用者は、占用期間中において条例改正により占用料が改訂されたときは、改定された占用料に基づく占用料の額を納入すること。

(許可事項の変更等)

23 占用者は、許可事項を変更しようとする場合においては、あらかじめ町長の許可を受けること。

24 占用者は、住所又は氏名を変更したときは、変更した日から14日以内に、その旨を町長に届け出ること。

25 占用者は、占用期間満了後も引き続き道路を占用しようとするときは満了の日の30日前までに許可の更新の手続きを行うこと。

26 占用者は、占用許可に基づく権利を譲渡してはならない。ただし、町長の許可を受け

たときは、この限りではない。

- 27 相続、合併等により占有許可に基づく権利を承継した者は、承継の日から30日以内に、その旨を町長に届け出ること。
- 28 占有者は、占有に関し、許可条件に定めのない事項については、町長の指示に従うこと。
- (許可の失効)
- 29 他の法令の規定による行政庁の許可又は認可等の処分を要する場合において、これらの処分を受けることが出来なかったとき又はこれらの処分が取り消され、若しくは効力を失ったときは、道路占有許可も失効するものとする。
- 30 占有者は、道路法、同法施行令その他関係法令を遵守するとともに、占有物件を常時良好な状態に保つよう管理し、もって道路の構造又は交通に支障を及ぼさないよう努めなければならないこと。
- 31 道路利用者や第三者への重大事故を未然に防止する観点から、その損傷により特に道路の構造又は交通に支障を及ぼすおそれのある占有物件については、占有許可後、5年が経過する時期を基本として、道路管理者による占有物件の安全確認のため、占有物件の現状について、道路管理者あて書面等により報告しなければならないこと。
- 32 占有物件の異常により、道路の構造又は交通若しくは周辺住民に影響を与え、又はそのおそれがあるときにはただちに必要な措置を講ずるとともに、その占有物件の異常の状況及びそれに対して講ぜられた措置の概要を道路管理者に報告しなければならないこと。

※31の安全確認報告の対象とする物件

(1)対象物件

公益事業のための占有物件等、その損傷により特に道路利用者や第三者への重大事故が発生するおそれのある物件

(2)対象となる占有者

水道、電気、ガス、電気通信、鉄道事業者等

(3)点検時期及び報告の時期

点検時期：占有許可後5年を基本とし、占有期間満了までに実施

報告期間：点検結果後または更新申請時

(4)点検に係る費用負担

占有者負担

(5)その他

占有物件の安全確認に当たっては、申請者又は占有主体に必要以上の書類の提出を要求するなど、申請者又は占有主体に過度な負担をかけることのないよう、留意する。

道路占用工事許可標示板について

1. 標示板は、申請者の費用で作成の上掲示すること。
2. 標示板は、パトロール等の際見やすい場所で一般交通の支障のないように掲示すること。
3. 標示板は占用工事等が完了するまでの間、常に判明できるように設置するものとし、破損、汚損した場合は速やかに立替等を行うこと。
4. 占用工事及び復旧工事（本復旧工事）等が完了した場合は、速やかにより取り除くこと。
5. 水道管、ガス管等の破損による緊急工事（修繕等）の場合は、電話等により連絡の上着工することになるが、この場合でも標示板は設置して行うものとし、許可年月日、許可番号等は許可後記入すること。
6. 条件例文
申請箇所には、申請者の費用をもって、下記様式による道路占用工事許可標示板を設置すること。
7. この掲示板の設置については、道路法第35条の協議についても適用するものとする。その場合、許可番号、許可年月日はそれぞれの回答番号、回答年月日と読み替えるものとする。

50cm		
40cm	道路占用工事標示	
	許 可 番 号	
	許 可 年 月 日	
	申 請 者 の 氏 名	
	工 事 の 種 別	
	工 事 期 間	
	施 行 者 住 所	
	施 行 者 氏 名	
鏡石町長		

- 注 1. 掲示板の大きさは、横50cm、縦40cm の木板とし、無地又は白色地に黒書する。
2. 必要に応じ横、縦の長さを2倍まで拡大することが出来る。

道路の掘削、埋戻し、舗装復旧工事の実施方法

- (1) 道路の掘削は、次の各号にあ掲げる方法により実施するものとする。
- ① 掘削深が1.5m程度以上またはこれ以下でも土圧や水圧によりその周辺の地盤が崩壊するおそれのある場合及び法敷部を占用する場合には、土留工を設けるものとする。
 - ② 掘削はみぞ掘り、つぼ掘りまたは推進工法その他これらに準じる方法によるものとし、えぐり掘りは行わないものとする。
 - ③ 舗装路面の取りこわしは、必要最小限として丁寧に行うこと。また、舗装版の切断は、既設舗装版との馴染みが良くなるよう、道路縦横方向とも斜めカッターを使用すること。
 - ④ 工事中の湧水がある場合は、路床・路体に影響を及ぼさないよう適切な処理を行うこと。
 - ⑤ 工事施工中は、周囲の地盤のゆるみまたは沈下について常に注意し、特に近接埋設物については、危険のないよう十分注意し掘削を行うこと。
 - ⑥ 床掘線は、側溝等の道路施設に対して影響を与えないように、構造物から原則として50cm以上離すこと。
 - ⑦ 舗装の破砕片及び掘削土砂は、直ちに工事現場から搬出するものとし、歩車道に堆石させないこと。
 - ⑧ 沿線に接近して掘削する場合は、人及び車両の出入りを妨げないように必要な措置を講ずること。
 - ⑨ 掘削場所またはその付近に既設の管路等があると認められるときは、あらかじめ当該占用户と協議を行い、試掘・防設・移設その他保安上必要な措置を講ずること。
 - ⑩ 引火のおそれのある埋設物等の付近については、溶接機及び切断機等の機械器具を使用しないこと。
- (2) 掘削箇所の埋戻しは、次の各号に掲げる方法により実施するものとする。
- ① 埋戻しに先立ち、掘削箇所内に工事材料等が残置しないよう十分に点検するとともに、湧水や溜水を完全に排除してから埋戻しを行うこと。
 - ② 埋戻し材の転圧は、必ずつき固め用器具を使用し、層厚15~20cmごとに緊密につき固め、十分転圧すること。
 - ③ 埋戻し材の品質、規格及び施工基準は、「福島県共通仕様書土木工事編Ⅱ（土木工事施工管理基準及び規格値）」によるものとする。
 - ④ 埋戻し材の密度管理は、100mに1箇所の割合で実施し、施工延長が100m未満の場合は、1工事1箇所の密度管理を各層ごとに実施すること。
 - ⑤ 埋戻しが、特別な理由がない限り、掘削当日中に仮復旧まで完了すること。

(3) 路面の仮復旧は、次の各号に掲げる方法により実施するものとする。

- ① 舗装路面の仮復旧は、加熱アスファルト混合物を使用し、埋戻し完了後直ちに行うこと。路盤のみでの交通開放は、安全管理の面から原則として認めない。
- ② 仮復旧の標準舗装構成は、現在の舗装種別にかかわらず、次によるものとする。

交通量 (台/日・方向)	舗 装 厚
1,000台未満	3 c m
1,000台～2,500台未満	4 c m
2,500台～8,000台未満	5 c m

- ③ 占有者は、本復旧を施工するまでの間、工事施工箇所を常にパトロールし、路面の沈下、排水処理、その他の不良箇所が生じたときは、直ちに手直しを実施して安全かつ円滑な交通の確保を図ること。
- ④ 仮復旧工事後、1ヶ月間以上地盤を安定させてから速やかに本復旧工事を施工し、できるだけ早い時期に機能回復を図ること。

(4) 本復旧の舗装厚さの変更協議について

- ① A s 舗装及び路盤の取りこわし掘削後、既設の舗装構成と申請とに差異があった場合には、舗装構成が判断できる写真を添付して、本復旧前に鏡石町と協議すること。

掘削を伴う占用工事完了添付写真

完了届を提出する際は、下記の写真とこの様式を必ず添付して提出してください。

検 査 項 目	検査方法	確認欄
(1) 着手前		
(2) 完成後		
(3) 交通安全施設 (交通処理方法、器材の整理、交通整理員の配置、視認性)		
(4) 歩道 (安全対策、仮供用の状況)		
(5) 舗装面カッター切断		
(6) 床堀状況		
(7) 床堀完了 (寸法確認)		
(8) 占用物件 (物件の適否、埋設位置・深さ確認)	検測	
(9) 防護砂 (材料の適否、転圧・締固め状況、寸法確認)		
(10) 埋戻 (材料の適否、転圧・締固め状況、寸法確認)		
(11) 路盤 (材料の適否、転圧・締固め状況、寸法確認)		
(12) 仮復旧舗装 (材料の適否、転圧・締固め状況、寸法確認)		
(13) 本復旧舗装面傾斜式カッター切断		
(14) 路盤不陸整正 (材料の適否、転圧・締固め状況、寸法確認)		
(15) 本復旧舗装 (材料の適否、転圧・締固め状況、寸法確認、平坦性)	検測	

※ (3) ~ (15) については、埋設場所が異なる場所 (歩道、車道など) で各 1ヶ所とし、埋設場所が連続する場所では 40 m に 1ヶ所の割合で提出すること。

なお、打合せした際、指示された箇所の写真も合わせて添付してください。